

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十五号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

南埼玉郡宮代町字宮東地内ほか

### 四 作業期間

令和六年七月二十日から令和六年十二月二十六日まで